

24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ない契約

府省庁名【文部科学省】

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」（公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議）の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載したものである。

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度就学義務猶予免除者に対する教科書の供給契約	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年7月29日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	就学義務猶予免除者に対する教科書の給与については、各都道府県に所在する特約供給所が行っており、これらの特約供給所が本契約に関する一切の権限を委任している社団法人全国教科書供給協会のほか、契約の相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	3,790,066円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（点字版）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年8月17日	社会福祉法人 東京点字出版社 東京都三鷹市下連雀 3-32-10	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	7,588,992円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（点字版）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年8月17日	社会福祉法人 日本ライトハウス 大阪府大阪市鶴見区今津中 2-4-37	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	5,880,439円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（点字版）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年8月17日	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会 東京都新宿区大久保 3-14-20	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	5,325,270円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（点字版）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年8月17日	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター 東京都杉並区上荻 2-37-10 keiビル	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	3,496,215円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（一般図書）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	社会福祉法人 日本ライトハウス 情報文化センター 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目13番2号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	3,879,000円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書（一般図書）	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,715,732円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	東京書籍株式会社 東京都北区 堀船2丁目17番1号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	12,023,949円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	大日本図書株式会社 東京都文 京区大塚3丁目11番6号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,831,938円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	開隆堂出版株式会社 東京都文 京区向丘1丁目13番1号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,618,032円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	学校図書株式会社 東京都北区 東十条3-10-36	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	5,234,094円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	教育出版株式会社 東京都千代 田区神田神保町2丁目10番地	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,738,945円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	光村図書出版株式会社 東京都 品川区上大崎2丁目19番9号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	6,751,959円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	株式会社 新興出版社啓林館 大 阪府大阪市天王寺区大道四丁目 3番25号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,230,835円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用教科用図書 (一般図書)	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	日本文教出版株式会社 大阪府 大阪市住吉区南住吉4丁目7番5 号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	6,425,548円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定 図書等」	文部科学省初等中等教育局 長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,145,690円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	東京書籍株式会社 東京都北区堀船2-17-1	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	10,477,971円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	大日本図書株式会社 東京都文京区大塚3-11-6	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,315,727円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	開隆堂出版株式会社 東京都文京区向丘1-13-1	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,351,453円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	学校図書株式会社 東京都北区東十条3-10-36	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	6,000,095円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	教育出版株式会社 東京都千代田区神田神保町2-10	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	5,356,785円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	光村図書出版株式会社 東京都品川区上大崎2-19-9	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	5,721,719円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	株式会社 新興出版社啓林館 大阪府天王寺区大道4-3-25	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,365,169円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成23年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成23年9月1日	日本文教出版株式会社 大阪府住吉区南住吉4-7-5	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,674,614円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	